

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目次

- ◇ 告 示
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（農村整備課）
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所（都市計画課）
- 開発行為に関する工事の完了（〃）
- ◇ 教委告示
定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇ 公安告示
遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第八百十八号

赤碕町が行う土地改良事業に係る下市地区第二工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条

の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間
平成元年八月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所
赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、倉吉市秋喜第二土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成元年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名 住 所

杉原 義人 倉吉市鴨河内二二一〇

秋藤 勲 " 西倉吉町二〇一五

秋藤 健 " 秋喜二二六

秋本 昇 " 八九

長田 雅文 " 国府六八三一

河田すみゑ " 秋喜一四六一二

桑田 明 " 九〇

鳥取県告示第八百二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定より告示する。

平成元年八月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年二月十七日 鳥取県指令受米土維第千百三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十五

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町七二四

鳥取県経済農業協同組合連合会

会長理事 磯江義博

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年八月一日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成元年八月三日（木）午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 公立学校教職員の懲戒処分について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する

る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年八月一日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類			型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機				
スターシオン	赤兵衛	魔界組		
株式会社ソフィア				